

行政事業レビューシート (厚生労働省)

予算事業名	障害者医療費	事業開始年度	平成18年度	作成責任者		
担当部局庁	社会・援護局 障害保健福祉部	担当課室	精神・障害保健課	福田 祐典		
会計区分	一般会計	上位政策	障害者の自立支援等に必要経費			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	障害者自立支援法第95条第1項第2号及び第3号	関係する計画、通知等	障害者医療費の国庫負担について(平成21年5月19日厚生労働省発障第0519001号)			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	自立支援医療受診者の医療費を軽減し、障害者・児の心身の障害を除去・軽減することによって、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	障害者自立支援法第58条第1項の規定により、障害者・児の障害を除去・軽減するために指定自立支援医療機関において必要な医療を受けた際、同法第92条第2号及び第93条第1号の規定により都道府県等が支弁した費用に対して法第95条第1項第2号及び第3号により、50/100を国が負担する制度					
実施状況	障害者自立支援法第95条第1項第2号及び第3号に基づき、各都道府県・市町村(1,804箇所)に対し、132,869百万円を交付					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	131,315	141,442	144,670	195,412	210,588
	執行額	132,923	132,869	143,620		
	執行率	94%	94%	99%		
	総事業費(執行ベース)	265,845	265,737	287,239		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	申請の際に経費の支出予定等を確認のうえ、交付決定を行い、事業終了後の実績報告により最終確認を行っており、対象外経費の支出があった場合には返還の措置を講じている。				
	見直しの余地	内閣府に設置されている「障がい者制度改革推進会議」において、本年1月から新たな総合的な制度についての検討状況を踏まえ必要な対応を行う。				
予算・監視の効率化	障害者自立支援法に基づく必要な事業であることから見直しの余地はなく、引き続き事業内容及び所要の予算規模を維持すべきである。					
補記						

【平成20年度執行ベース】

厚生労働省  
132,869百万円

〔 障害者自立支援法第95条第1項第2号及び第3号に基づき、都道府県等が自立支援医療費の支給に要した費用のうち50/100を負担 〕



A都道府県、市町村  
(1804)  
132,869百万円

(内訳)上位10者

東京都	8,894百万円
大阪市	5,715百万円
大阪府	4,608百万円
札幌市	3,892百万円
横浜市	3,738百万円
北海道	3,696百万円
京都市	2,857百万円
沖縄県	2,599百万円
埼玉県	2,523百万円
名古屋市	2,461百万円

〔 自立支援医療制度の実施主体 〕

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を  
しているかについて補足する)  
(単位:百万円)

費目・使途  
 (「資金の流れ」  
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。使途と費目の双方で実情が分かるように記載)

A. 東京都			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
医療費	自立支援医療費の支給に要する費用	8,894			
計		8,894	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0